

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年 154,000円
(障害者及び障害児の身体介護の支援及び訓練に用いる用具)	特殊マット	・下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者(常時介護を要する者に限る。)・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児(※原則として3歳以上)・児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害者(児)(※原則として3歳以上)	(障害者)褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。(障害児)失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの。	5年 19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者(児)(常時介護を要する者に限る。)(※原則として学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年 67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)(※原則として3歳以上)	障害者又は障害児を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもの。	5年 82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)(※原則として学齢児以上)	介護者が障害者又は障害児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年 15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)(※原則として3歳以上)	介護者が重度身体障害者又は重度身体障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年 159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障	原則として、附属の	5年 33,100円

	(児のみ)	害2級以上の身体障害児(※原則として3歳以上)	テーブルをつけるものとする。		
	訓練用ベッド (児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児(※原則として学齢児以上)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
自立生活支援用具 (障害者及び障害児の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具)	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(児)であって入浴に介助を必要とする者(※原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)(※原則として学齢児以上)	障害者又は障害児が容易に使用し得るもの。(※手すりをつけることができる。)ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 9,850円 (※手すりをつける場合)
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者	A 主体:木材(十分な強度を有するもの) 外装:ニス塗装 B 主体:軽金属 外装:塗装なし(一本杖のみ。)	3年	A 2,200円 B 3,000円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者(児)(※原則として3歳以上)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者又は障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
	頭部保護帽	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害により、転倒による頭部保護が必要な身体障害	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3年	

		者（児） ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度と判定され、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者（児） ・精神障害者	A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作		A 15,200円 B 36,750円
	特殊便器	・上肢障害２級以上の身体障害者（児）（※原則として学齢児以上） ・児童相談所または知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度と判定され、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な知的障害者（児）（※原則として学齢児以上）	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者又は知的障害児を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	151,200円
	火災警報器	・障害等級２級以上の身体障害者（児） ・児童相談所または知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害者（児） ・精神障害者 （それぞれ、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	８年	15,500円
	自動消火器	・障害等級２級以上の身体障害者（児） ・児童相談所または知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害者（児） ・精神障害者（それぞれ、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液が噴射し、初期火災を消火し得るもの。	８年	28,700円
	電磁調理器	・視覚障害２級以上の身体障害者（当該者の世帯が単身世帯及びこれ	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	６年	41,000円

		に準じる世帯に限る。) <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所または知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害者(児)(18歳以上の者に限る。) 			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(※原則として学齢児以上)	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害2級以上の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。) ・聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するため、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害児(※原則として学齢児以上) 	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400円
在宅療養等支援用具 (障害者及び障害児の在宅療養を支援する用具)	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害者(児)(※原則として3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって必要と認められる者(※原則として学齢児以上)	障害者又は障害児が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって必要と認められる者(※原則として学齢児以上)	障害者又は障害児が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。)(※原則として学齢児以上)	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者(当該者の世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円

		帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。)			
情報・意思疎通支援用具 (障害者及び障害児の情報収集、情報伝達及び意思疎通等を支援する用具)	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声・発語に著しい障害を有する者(※原則として学齢児以上)	携帯式で、ことばを音声又は文書に変換する機能を有し、障害者又は障害児が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上の身体障害者(児)(文字を書くことが困難な者に限る。)(※原則として学齢児以上)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトであって、障害者又は障害児が容易に使用できるもの。	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円
	点字器	視覚障害を有する身体障害者(児)	(標準型) A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製(携帯用) A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製(全て点筆を含む。)	7年 5年	(標準型) A 10,400円 B 6,600円 (携帯用) A 7,200円 B 1,650円
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの。	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(※原則として学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの。または、音声等により操	6年	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円

			作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの。		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(※原則として学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの。	6年	115,000円	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能となる者(※原則として学齢児以上)	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000円	
盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者(※音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者(児)又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(※原則として学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者又は障害児が容易に使用できるもの。	5年	71,000円	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によってテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者又は聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者又は聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者又は聴覚障害児が容易に使用	6年	88,900円	

			用し得るもの。		
	人工喉頭	音声又は言語機能障害を有する身体障害者(児)	(笛式) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 (電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年 5年	(笛式) 5,000円 (電動式) 70,100円
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)	点字により作成された図書。	1年	※1
排せつ管理支援用具 (障害者及び障害児の排泄管理を支援する用具)	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	・高度の排便機能障害を有する身体障害児 ・脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な身体障害児 ・高度の排尿機能障害を有する身体障害児(※原則として3歳以上)	障害児の排泄管理を支援する衛生用品であって、障害児又は介護者が容易に使用できるもの。	1年	12,000円
	蓄尿袋	ぼうこう又は直腸若しくは小腸機能障害によるストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 (ラテックス製又はプラスチックフィルム製)	1年	11,300円
	蓄便袋	ぼうこう又は直腸若しくは小腸機能障害によるストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)	1年	8,600円
	収尿器	高度の排尿機能障害を有する身体障害者	(男性用) A 普通型 B 簡易型 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。(ラテックス製又はゴム製) (女性用) A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。	1年	(男性用) A 7,700円 B 5,700円 (女性用) A 8,500円 B 5,900円

		B 簡易型 ポリエチレン製の 採尿袋導尿ゴム管付 き。		
--	--	--------------------------------------	--	--

居宅生活動作補助用具 (障害者及び障害児の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害程度等級3級以上の身体障害者(児)(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)(※原則として学齢児以上)	障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	1年	200,000円
---	--	--	----	----------

- 備考
- 1 ※1の点字図書の基準額は、点字図書出版施設が販売する点字図書価格とする。
 - 2 点字図書の給付の対象は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とし、年間6タイトル又は24巻を限度とする。(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)
 - 3 排せつ支援管理用具のうち、紙おむつ等・蓄尿袋・蓄便袋については、1回の申請につき、6箇月分を限度として給付することができる。ただし、利用者負担額については、1箇月分毎に算定するものとする。
 - 4 居宅生活動作補助用具の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。
 - ア 手すりの取付け
 - イ 段差の解消
 - ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - エ 引き戸等への扉の取替え
 - オ 洋式便器等への便器の取替え
 - カ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
 - 5 住宅改修による居宅生活動作補助用具の給付要件として、当該住宅改修は給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して必要と認める場合に給付するものとする。
 - 6 住宅改修による居宅生活動作補助用具の給付は原則1回とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による住宅改修費の給付対象となる場合は、原則として給付対象外とする。
 - 7 利用者負担額の算定において、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 - 8 1箇月当たりの負担上限額は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。